



熊本県公報

第 1 2 5 4 4 号
平成 28 年 8 月 12 日(金)
(毎週 火・金発行)

目 次

告 示

- 道路の区域変更・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ (道路保全課) 1
- 定数漁業の許可申請期間・・・・・・・・・・・・・・・・ (水産振興課) 1
- 道路の区域変更・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ (道路保全課) 2
- 熊本県少年保護育成条例に基づく有害興行の指定・・・・ (くらしの安全推進課) 2
- 河川の公用廃止・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ (河川課) 2
- 喀痰吸引等業務に関する登録特定行為事業者の登録・・・・ (高齢者支援課) 3

公 告

- 土地改良区役員の退任及び就任・・・・・・・・・・・・ (農村計画課) 3
- 土地改良区役員の退任及び就任・・・・・・・・・・・・ (") 4
- 肥料登録事項変更・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ (農業技術課) 4
- 大規模小売店舗立地法に基づく新設届出に対する市町村からの意見・・・・・・・・ (商工振興金融課) 5
- 大規模小売店舗立地法に基づく変更届出・・・・・・・・ (") 5
- 大規模小売店舗立地法に基づく変更届出・・・・・・・・ (") 5
- 農用地利用配分計画の認可申請・・・・・・・・・・・・ (農地・担い手支援課) 6
- 農用地利用配分計画の認可申請・・・・・・・・・・・・ (") 7
- 農用地利用配分計画の認可申請・・・・・・・・・・・・ (") 7
- 農用地利用配分計画の認可申請・・・・・・・・・・・・ (") 7
- 農用地利用配分計画の認可申請・・・・・・・・・・・・ (") 8
- 避難所仮設空調用電源設備賃貸借契約の相手方等の決定・・・ (健康福祉政策課) 8
- 福祉総合情報システム社会保障税番号制度対応入力機能改修業務委託契約の相手方等の決定・・・・・・・・ (") 9
- 農用地利用配分計画の認可申請・・・・・・・・・・・・ (農地・担い手支援課) 9
- 農用地利用配分計画の認可申請・・・・・・・・・・・・ (") 9
- 農用地利用配分計画の認可・・・・・・・・・・・・・・ (") 10

登 載 依 頼

- 熊本県立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則・・・ (高校教育課) 10
- 平成 2 8 年度第 1 回熊本県私立学校審議会の開催・・・・・・・・ (私立学校審議会) 12

告 示

熊本県告示第 7 3 9 号
 道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 8 条第 1 項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。
 その関係図面は、平成 2 8 年 8 月 1 2 日から 6 0 日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。
 平成 2 8 年 8 月 1 2 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般国道	4 4 5 号	上益城郡御船町大字滝川字川添	前	8.9 ～ 19.9	166.0	災害復旧
		同所	後	12.2 ～ 28.3		

2 区域を変更する期日 平成 2 8 年 8 月 1 2 日

熊本県告示第 7 4 0 号

熊本県漁業調整規則（昭和40年熊本県規則第18号の2）第8条第2項に規定する知事が定める期間を次のとおり定めたので、同条第3項の規定により公示する。

平成28年8月12日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 許可をする漁業名称、漁業種類及び操業区域

漁業名称	漁業種類	操業区域
げんしき網漁業	げんしき網漁業	熊本有明海
機船船びき網漁業	いわし機船船びき網漁業	不知火海
流し網漁業	小目流し網漁業	天草有明海

2 申請期間

平成28年8月12日から平成28年8月18日まで

熊本県告示第741号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成28年8月12日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成28年8月12日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般県道	八代港線	八代市西片町字餅田 2079番4地先から 同所 2073番1地先まで	前	32.0 ～ 32.0	54.7	24条 工事
			後	32.0 ～ 34.5		

2 区域を変更する期日 平成28年8月12日

熊本県告示第742号

熊本県少年保護育成条例（昭和46年熊本県条例第30号）第7条第1項の規定により少年に有害な興行として平成28年8月3日次のように指定したので、同条第2項の規定により公示する。

平成28年8月12日

熊本県知事 蒲島郁夫

種別	題名	指定理由
有害指定映画	恋愛凶鑑 フってフラれて、でも濡れて（オーピー） 男漁りの透け襦袢 仏前でして（新日本映像） 美人家庭教師 舌使いで性指導（新日本映像） 悦楽交差点 オンナの裏に出会うとき（オーピー） 団地妻愛染恭子 かまきり熟女（新日本映像） 発情美人妻 早くちょうだい（新東宝） 特務課の罨 いたぶり牝囚人（オーピー） 飢えた嫁 義理の父と（新日本映像）	著しく性的感情を刺激し、少年の健全な育成を阻害するおそれがある。

熊本県告示第743号

河川区域の廃止により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和40年政令第14号）第49条の規定により次のとおり告示する。

なお、その関係図書は、熊本県土木部河川港湾局河川課及び県南広域本部球磨地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。

平成28年8月12日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 河川の名

一級河川球磨川水系高柱川

2 廃川敷地等が生じた年月日

- 平成28年8月12日
- 3 廃川敷地等の位置
球磨郡錦町大字西字高柱926番3地先から同町大字西字高柱930番3地先まで
 - 4 廃川敷地等の種類及び数量
土地 1,368.49平方メートル

熊本県告示第744号

社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）附則第20条第1項の規定により登録特定行為事業者の登録を行ったので、同条第2項において準用する同法第48条の8の規定により次のとおり公示する。

平成28年8月12日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称 及び住所	事業所の名称 及び所在地	登録番号	登録年月日	サービスの 種類
社会福祉法人順 和会 阿蘇郡南阿蘇村 大字河陽字水溜 4463番地	特別養護老人ホ ーム 陽ノ丘荘 さくら館 阿蘇郡南阿蘇村 大字河陽445 7番地1	431100294	平成28年8月 2日	地域密着型 介護老人福 祉施設

公 告

熊本県公告第503号

熊本市に事務所を置く小白土地改良区連合の役員が次のとおり退任及び就任した旨の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により公告する。

平成28年8月12日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

役職名	氏 名	住 所
退任		
理事	中村 亘	玉名市天水町小天232番地
理事	横田 博文	熊本市西区河内町白浜916番地
理事	工藤 信也	玉名市天水町小天897番地
理事	池田 栄	玉名市天水町小天759番地1
理事	山口 義春	玉名市天水町小天8052番地1
理事	小崎 泰成	熊本市西区河内町白浜9番地
理事	坂本 隆	熊本市西区河内町白浜2001番地
理事	村上 成人	熊本市西区河内町白浜2068番地
監事	小崎 英明	熊本市西区河内町白浜884番地
監事	上野 広春	熊本市西区河内町白浜5番地
監事	岩下 一也	玉名市天水町小天278番地2
監事	井上 澄雄	玉名市天水町小天1996番地
就任		
理事	村上 成人	熊本市西区河内町白浜2068番地
理事	井上 澄雄	玉名市天水町小天1996番地
理事	小崎 泰成	熊本市西区河内町白浜9番地
理事	林田 卓也	熊本市西区河内町白浜3190番地
理事	井元 一雄	熊本市西区河内町白浜1047番地
理事	工藤 信也	玉名市天水町小天897番地
理事	中村 亘	玉名市天水町小天232番地
理事	岩下 一也	玉名市天水町小天278番地2
監事	池田 栄	玉名市天水町小天759番地1

監事	山口 義春	玉名市天水町小天 8 0 5 2 番地 1
監事	上野 広春	熊本市西区河内町白浜 5 番地
監事	坂本 隆	熊本市西区河内町白浜 2 0 0 1 番地

熊本県公告第 5 0 4 号

熊本市に事務所を置く白浜土地改良区の役員が次のとおり退任及び就任した旨の届出があったので、土地改良法（昭和 2 4 年法律第 1 9 5 号）第 1 8 条第 1 7 項の規定により公告する。

平成 2 8 年 8 月 1 2 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

役職名	氏 名	住 所
退任		
理事	小崎 英明	熊本市西区河内町白浜 8 8 4 番地
理事	上野 広春	熊本市西区河内町白浜 5 番地
理事	村上 成人	熊本市西区河内町白浜 2 0 6 8 番地
理事	小崎 泰成	熊本市西区河内町白浜 9 番地
理事	坂本 隆	熊本市西区河内町白浜 2 0 0 1 番地
理事	横田 博文	熊本市西区河内町白浜 9 1 6 番地
監事	坂口 照光	熊本市西区河内町白浜 2 4 3 番地 1
監事	中川 正則	熊本市西区河内町白浜 9 9 4 番地
就任		
理事	上野 広春	熊本市西区河内町白浜 5 番地
理事	坂本 隆	熊本市西区河内町白浜 2 0 0 1 番地
理事	村上 成人	熊本市西区河内町白浜 2 0 6 8 番地
理事	小崎 泰成	熊本市西区河内町白浜 9 番地
理事	林田 卓也	熊本市西区河内町白浜 3 1 9 0 番地 1
理事	井元 一雄	熊本市西区河内町白浜 1 0 4 7 番地
監事	小崎 英明	熊本市西区河内町白浜 8 8 4 番地
監事	横田 博文	熊本市西区河内町白浜 9 1 6 番地

熊本県公告第 5 0 5 号

肥料取締法（昭和 2 5 年法律第 1 2 7 号）第 1 3 条第 1 項の規定に基づき、次の肥料の登録事項の届出があったので、同法第 1 6 条第 2 項の規定に基づき公告する。

平成 2 8 年 8 月 1 2 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

登録番号	肥料の種 類	肥料の 名 称	生産業者の氏名又は名称及び住所	変更した事項	変更した年 月 日
熊本県肥 第 1 4 3 2 号	乾燥菌 体肥料	三井乾 燥菌体 1 号	三井物産アグロビ ジネス株式会社 東京都中央区日本 橋小伝馬 1 番 5 号	住所 (新) 東京都中央区日本橋 小伝馬 1 番 5 号 (旧) 東京都中央区日本橋 本石町三丁目 3 番 5 号	平成 2 8 年 8 月 2 日
熊本県肥 第 1 4 7 0 号	混合石 灰肥料	三井混 合石灰 肥料 (腐植酸 入り)	三井物産アグロビ ジネス株式会社 東京都中央区日本 橋小伝馬 1 番 5 号	住所 (新) 東京都中央区日本橋 小伝馬 1 番 5 号 (旧) 東京都中央区日本橋 本石町三丁目 3 番 5 号	平成 2 8 年 8 月 2 日

				号	
--	--	--	--	---	--

熊本県公告第506号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定による届出について同法第8条第1項の規定により八代市から意見を聴取したので、同条第3項の規定により次のとおりその概要を公告し、当該意見書を縦覧に供する。

平成28年8月12日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
スーパー・キッド八代高田店
八代市高下西町1743
- 2 八代市から聴取した意見の概要
 - (1) 交通に関する事項
 - ア 立地店舗が接する道路は、交通量が多い道路であることから、交通渋滞の悪化及び接触事故の増加が懸念されるため、夕方の買い物客が増加する時間帯には、常時交通整理員を配置し、歩行者及び自転車の安全性の確保が必要である。
 - イ 入店時及び退店時に接触事故の発生や交通渋滞の悪化が懸念されるため、分かりやすい大きな誘導看板を設置する必要がある。
 - (2) 街並みづくり等への配慮
 - ア 出店予定地の周辺は、新興住宅地であり、出店に伴う夜間までの営業は、光害による安眠妨害が懸念されるため、必要のない照明は消灯する等の対策が必要である。
 - イ 荷さばき施設の利用可能時間は、早朝午前6時から計画されているため、納入業者等と協議し、騒音による安眠妨害を起ささないよう、必要に応じて遮音壁の設置を検討する必要がある。
- 3 意見書の縦覧場所及び縦覧期間
熊本県商工観光労働部商工労働局商工振興金融課及び熊本県県南広域本部八代地域振興局振興課
平成28年8月12日から平成28年9月12日まで

熊本県公告第507号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告し、当該届出を縦覧に供する。

平成28年8月12日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
大津ショッピングプラザ
菊池郡大津町室字門出137ほか
- 2 変更した事項
大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名
(変更前) イオンモール株式会社 代表取締役 岡崎 双一
(変更後) イオンモール株式会社 代表取締役 吉田 昭夫
- 3 変更の年月日
平成27年2月1日
- 4 届出年月日
平成28年7月27日
- 5 届出の縦覧場所及び縦覧期間
熊本県商工観光労働部商工労働局商工振興金融課及び熊本県県北広域本部菊池地域振興局振興課
平成28年8月12日から平成28年12月12日まで

熊本県公告第508号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

平成28年8月12日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ショッピングプラザ菊陽
菊池郡菊陽町大字津久礼2474番地ほか
- 2 変更しようとする事項の概要
 - (1) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
(変更前) 17,205平方メートル
(変更後) 12,100平方メートル

(2) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

ア 駐車場の位置及び収容台数

(変更前)	駐車場No. 1	建物西側	1 2 6 台
	駐車場No. 2	建物南側	9 0 台
	駐車場No. 3	建物南側	1 2 8 台
	駐車場No. 4	建物東側	6 9 台
	駐車場No. 5	建物北側	6 9 台
	駐車場No. 6	建物北側	7 5 台
	駐車場No. 7	敷地内建物 3 階	2 2 0 台
	駐車場No. 8	敷地内建物屋上	1 6 0 台
	駐車場No. 9	南側敷地	4 1 7 台
	合計		1, 3 5 4 台
(変更後)	駐車場No. 1	建物西側	1 2 5 台
	駐車場No. 2	建物南側	8 8 台
	駐車場No. 3	建物南側	1 2 5 台
	駐車場No. 4	建物東側	6 9 台
	駐車場No. 5	建物北側	6 5 台
	駐車場No. 6	建物北側	8 1 台
	駐車場No. 7	敷地内建物 3 階	2 2 4 台
	駐車場No. 8	敷地内建物屋上	1 5 8 台
	合計		9 3 5 台

イ 駐輪場の位置及び収容台数

(変更前)	建物南側	1 0 9 台
	建物北側	5 5 台
	建物西側	4 3 台
	合計	2 0 7 台
(変更後)	建物南側	1 0 2 台
	建物北側	5 4 台
	建物西側	2 1 台
	建物南側	3 0 台
	合計	2 0 7 台

(3) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

(変更前)	建物敷地北側	出口No. 1、入口No. 2
	建物敷地南側	出入口No. 3 からNo. 6 まで
	建物敷地東側	出入口No. 7 からNo. 1 3 まで
	南側敷地北側	出入口No. 1 4 から出入口No. 1 6 まで
	南側敷地南側	出入口No. 1 7
	南側敷地西側	出入口No. 1 8
	合計	1 8 箇所
(変更後)	建物敷地北側	出入口No. 1、入口No. 2
	建物敷地南側	出入口No. 3 からNo. 5 まで
	建物敷地東側	出入口No. 6 からNo. 9 まで
	建物敷地南側用地北側	出入口No. 1 0、出入口No. 1 1
	建物敷地南側用地南側	出入口No. 1 2
	建物敷地南側用地西側	出入口No. 1 3
	合計	1 3 箇所

(4) 変更の年月日

平成 2 9 年 3 月 2 8 日

3 届出年月日

平成 2 8 年 7 月 2 7 日

4 届出の縦覧場所及び縦覧期間

熊本県商工観光労働部商工労働局商工振興金融課及び熊本県県央広域本部菊池地域振興局振興課

平成 2 8 年 8 月 1 2 日から平成 2 8 年 1 2 月 1 2 日まで

熊本県公告第 5 0 9 号

次のとおり農地中間管理機構から農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 2 5 年法律第 1 0 1 号）第 1 8 条第 1 項の農用地利用配分計画の認可の申請があったので、同条第 3 項の規定により公告する。

当該農用地利用配分計画は、平成 2 8 年 8 月 1 2 日から同月 2 5 日までの間、熊本県農林水産部生産経営局農地・担い手支援課において公衆の縦覧に供する。

平成 2 8 年 8 月 1 2 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
柴尾 幸喜	玉名市岱明町高道	玉名市岱明町高道字城ノ下348番1ほか2筆
柴尾 幸喜	玉名市岱明町高道	玉名市岱明町高道字城ノ下258番1ほか7筆
柴尾 幸喜	玉名市岱明町高道	玉名市岱明町高道字城ノ下183番1ほか3筆
前田 明寿	菊池市七城町荒牧	菊池市七城町辺田字晩田78番1ほか1筆
栗原 康敏	菊池市七城町加恵	菊池市七城町加恵字大坪874番1ほか6筆
長塩 幸久	菊池市七城町岡田	菊池市七城町水次字村ノ上1106番
株式会社菊池未来農場	菊池市旭志麓	菊池市旭志麓字桜ヶ岡2915番4ほか2筆

2 申請年月日
平成28年7月26日

熊本県公告第510号

次のとおり農地中間管理機構から農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の農用地利用配分計画の認可の申請があったので、同条第3項の規定により公告する。

当該農用地利用配分計画は、平成28年8月12日から同月25日までの間、熊本県農林水産部生産経営局農地・担い手支援課において公衆の縦覧に供する。

平成28年8月12日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
今村 守	阿蘇郡南阿蘇村河陰	阿蘇郡南阿蘇村大字久石字上大川原2618番ほか4筆
農事組合法人南阿蘇くぎの	阿蘇郡南阿蘇村河陰	阿蘇郡南阿蘇村大字久石字田崎鶴2458番ほか6筆
加賀 徹	球磨郡山江村山田乙	球磨郡山江村大字山田甲字上永田井手717番1ほか1筆

2 申請年月日
平成28年7月27日

熊本県公告第511号

次のとおり農地中間管理機構から農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の農用地利用配分計画の認可の申請があったので、同条第3項の規定により公告する。

当該農用地利用配分計画は、平成28年8月12日から同月25日までの間、熊本県農林水産部生産経営局農地・担い手支援課において公衆の縦覧に供する。

平成28年8月12日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
あしきた農業協同組合	葦北郡芦北町佐敷	葦北郡芦北町大字豊岡字長傳寺655番3ほか3筆

2 申請年月日
平成28年7月27日

熊本県公告第512号

次のとおり農地中間管理機構から農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法

律第101号)第18条第1項の農用地利用配分計画の認可の申請があったので、同条第3項の規定により公告する。

当該農用地利用配分計画は、平成28年8月12日から同月25日までの間、熊本県農林水産部生産経営局農地・担い手支援課において公衆の縦覧に供する。

平成28年8月12日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
松田 明久	宇城市小川町江頭	宇城市小川町新田字堅横233番ほか4筆
米崎 広明	八代郡氷川町野津	八代郡氷川町野津字西烏町3488番
橋本 卓明	八代郡氷川町新田	八代郡氷川町新田字沼353番1ほか8筆

2 申請年月日

平成28年7月25日

熊本県公告第513号

次のとおり農地中間管理機構から農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第18条第1項の農用地利用配分計画の認可の申請があったので、同条第3項の規定により公告する。

当該農用地利用配分計画は、平成28年8月12日から同月25日までの間、熊本県農林水産部生産経営局農地・担い手支援課において公衆の縦覧に供する。

平成28年8月12日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
宮田 昌明	熊本市東区画図町下無田	熊本市東区画図町大字下無田字宮ノ本238番ほか5筆
桑原 伸一	熊本市南区城南町島田	熊本市南区富合町新字清藤分220番1ほか5筆
木村 匡照	熊本市南区富合町碓江	熊本市南区富合町古閑字七反田913番2ほか4筆
小篠 立	熊本市南区富合町平原	熊本市南区富合町平原字大坪309番ほか1筆
農事組合法人熊本すぎかみ農場	熊本市南区城南町永	熊本市南区城南町丹生宮字佐敷54番2ほか10筆

2 申請年月日

平成28年7月29日

熊本県公告第514号

特定調達契約につき随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。)第12条及び熊本県物品等又は特定役務の調達手続に関する規則(平成7年熊本県規則第51号)第11条第1項の規定により、次のとおり公示する。

平成28年8月12日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 物品等の名称及び数量
キュービクル式高圧受電装置 11台
- 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
熊本県健康福祉部健康福祉政策課
熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
- 随意契約の相手方を決定した日
平成28年5月10日
- 随意契約の相手方の氏名及び住所
株式会社九電工熊本支店
熊本市中央区本庄六丁目17番21号
- 随意契約に係る契約金額
72,360,000円(うち消費税及び地方消費税の額5,360,000円)
- 契約の相手方を決定した手続
随意契約

- 7 随意契約の理由
特例政令第11条第1項第1号の規定による。

熊本県公告第515号

特定調達契約につき随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び熊本県物品等又は特定役務の調達手続に関する規則（平成7年熊本県規則第51号）第11条第1項の規定により、次のとおり公示する。

平成28年8月12日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 特定役務の名称及び数量
熊本県福祉総合情報システム社会保障・税番号制度対応入力機能改修業務一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
熊本県健康福祉部健康福祉政策課
熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
平成27年9月16日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
富士通エフ・アイ・ピー株式会社九州支社
福岡県福岡市博多区博多駅南2-1-9
- 5 随意契約に係る契約金額
42,876,000円（うち消費税及び地方消費税の額3,176,000円）
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約の理由
特例政令第11条第1項第1号の規定による。

熊本県公告第516号

次のとおり農地中間管理機構から農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の農用地利用配分計画の認可の申請があったので、同条第3項の規定により公告する。

当該農用地利用配分計画は、平成28年8月12日から同月25日までの間、熊本県農林水産部生産経営局農地・担い手支援課において公衆の縦覧に供する。

平成28年8月12日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
株式会社果実堂	上益城郡益城町田原	玉名郡和水町瀬川字三角1848番1ほか15筆
平川 哲朗	玉名郡南関町下坂下	玉名郡南関町大字豊永字大床394番1ほか6筆
平川 哲朗	玉名郡南関町下坂下	玉名郡南関町大字豊永字大床399番2ほか2筆
農事組合法人高月	上益城郡山都町高月	上益城郡山都町高月字小北985番ほか27筆

- 2 申請年月日
平成28年7月29日

熊本県公告第517号

次のとおり農地中間管理機構から農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の農用地利用配分計画の認可の申請があったので、同条第3項の規定により公告する。

当該農用地利用配分計画は、平成28年8月12日から同月25日までの間、熊本県農林水産部生産経営局農地・担い手支援課において公衆の縦覧に供する。

平成28年8月12日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	

松本 保治	上益城郡山都町田吉	上益城郡山都町田吉字廻田604番2ほか2筆
飯開 和雄	上益城郡山都町男成	上益城郡山都町男成字脇400番ほか12筆
松井 栄光	上益城郡山都町御所	上益城郡山都町御所字古畑656番ほか3筆
松本 辰昭	上益城郡山都町下名連石	上益城郡山都町下名連石字鍛治床3062番112ほか1筆
本田 淑雄	上益城郡山都町南田	上益城郡山都町南田字西間原287番2ほか5筆
藤本 勝也	上益城郡山都町南田	上益城郡山都町南田字於熊ノ迫427番ほか2筆

2 申請年月日
平成28年7月29日

熊本県公告第518号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により次のとおり農用地利用配分計画を認可したので、同条第5項の規定により公告する。

平成28年8月12日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
錦戸 俊春	天草郡苓北町志岐	天草郡苓北町都呂々字小松川内1856番1ほか1筆

2 認可年月日
平成28年8月5日

登載依頼

熊本県立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則をここに公布する。

平成28年8月12日

熊本県教育長 宮 尾 千 加 子

熊本県教育委員会規則第11号

熊本県立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則

（趣旨）

第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第47条の5の規定に基づき、熊本県立学校条例（昭和39年熊本県条例第43号）第1条に規定する県立学校（以下「熊本県立学校」という。）における学校運営協議会（以下「協議会」という。）の設置等に関し、必要な事項を定める。

（設置）

第2条 協議会は、熊本県教育委員会（以下「教育委員会」という。）及び熊本県立学校の校長の権限及び責任の下、保護者及び地域住民の学校運営への参画を促進し、及び連携を強化することにより、熊本県立学校と保護者、地域住民等とが信頼関係を深め、一体となって学校運営の改善並びに児童及び生徒の健全育成を図ることを目的として設置する。

（指定）

第3条 教育委員会は、前条の目的を達成することができ、協議会の設置が適当と認める熊本県立学校を、協議会を設置する学校として指定することができる。

2 教育委員会は、前項の規定による指定（以下「指定」という。）をしようとするときは、当該指定をしようとする熊本県立学校の校長、保護者及び地域住民の意向を踏まえるものとする。

3 指定の期間は2年とし、再指定することができる。

（委員の任命）

第4条 協議会の委員（以下「委員」という。）は15人以内とし、次に掲げる者のうちから、指定をした熊本県立学校（以下「指定学校」という。）の校長の推薦により教育委員会が任命する。

（1） 指定学校に在籍する生徒の保護者

- (2) 地域住民
- (3) 指定学校の校長
- (4) 指定学校の教職員
- (5) 学識経験者
- (6) 関係行政機関の職員
- (7) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が適当と認める者
- 2 委員の欠員が生じた場合には、教育委員会は、新たに委員を任命することができる。
- 3 委員は、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 3 条第 3 項第 2 号に規定する特別職の地方公務員の身分を有する。
（守秘義務等）
- 第 5 条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。
- 2 前項に定めるもののほか、委員は、次に掲げる行為をしてはならない。
 - (1) 協議会及び指定学校の運営に著しく支障を来す言動を行うこと。
 - (2) 委員としての地位を営利行為、政治活動、宗教活動等に不当に利用すること。
 - (3) 前 2 号に掲げるもののほか、委員たるにふさわしくない非行をすること。
 （委員の任期）
- 第 6 条 委員の任期は 1 年とし、再任を妨げない。
- 2 第 4 条第 2 項の規定により新たに任命された委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 前 2 項の規定にかかわらず、指定学校の指定の期間が満了したとき、又はその指定が取り消されたときは、委員はその身分を失う。
（会長及び副会長）
- 第 7 条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により選出する。
- 2 会長は、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を行うものとする。
（会議）
- 第 8 条 会長は、指定学校の校長（以下「校長」という。）と協議の上、協議会の会議（以下「会議」という。）を招集する。ただし、会長及び副会長が選出されていないときは、校長が会議を招集し、運営することができる。
- 2 協議会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 会議の議事（以下この条において「議事」という。）は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 議事について利害関係を有する委員は、当該議事に参与することができない。
- 5 会長は、議事について会議録を作成し、保管しなければならない。
（会議の公開）
- 第 9 条 会議は、次に掲げる場合を除き、公開とする。
 - (1) 指定学校の職員の採用その他の任用に関する事項について審議する場合
 - (2) 前号に掲げるもののほか、特別の事情により協議会が公開すべきでないと認めた場合
- 2 会議を傍聴しようとする者は、あらかじめ会長に申し出なければならない。
- 3 傍聴人は、会議の進行を妨げる行為をしてはならない。
（学校運営に関する基本的な方針の承認）
- 第 10 条 校長は、次に掲げる事項について毎年度基本的な方針を作成し、協議会の承認を得るものとする。
 - (1) 教育課程の編成に関すること。
 - (2) 前号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める事項に関すること。
- 2 校長は、前項の規定により承認された基本的な方針に従って学校運営を行うものとする。
（意見の聴取）
- 第 11 条 協議会は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 47 条の 5 第 4 項又は第 5 項の規定により教育委員会に対して意見を述べるときは、あらかじめ、校長の意見を聴取するものとする。
（運営状況等に関する評価及び情報提供）
- 第 12 条 協議会は、毎年度 1 回以上、指定学校の運営状況等について評価を行うものとする。
- 2 協議会は、保護者、地域住民等に対して、その活動状況を公開する等の方法により積極的に情報の提供に努めるものとする。
（住民参画の促進等）
- 第 13 条 協議会は、指定学校の運営について、地域住民等の理解、協力、参画等が促進されるよう努めるものとする。
- 2 協議会は、指定学校の教育活動に対する地域住民等の積極的な参画及び支援が促進されるよう努めるものとする。
（研修等）
- 第 14 条 教育委員会は、委員に対して、協議会の役割及び責任並びに委員の役割及び責任について正しい理解を得るため必要な研修等を行うものとする。
（指導及び助言）
- 第 15 条 教育委員会は、協議会の運営状況についての的確な把握を行い、必要に応じて指

- 導及び助言を行うものとする。
- 2 教育委員会及び校長は、協議会が適切な合意形成を行うことができるよう必要な情報の提供に努めなければならない。
(指定の取消し)
- 第16条 教育委員会は、前条の規定による指導及び助言にもかかわらず、協議会が次の各号のいずれかに該当する場合は、指定を取り消すことができる。
- (1) 協議会としての活動の実態がないと認められる場合
(2) 協議会としての合意形成が行うことができないと認められる場合
(3) 前2号に掲げるもののほか、指定学校の運営に著しい支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められる場合
- 2 教育委員会は、指定を取り消す場合には、取消事由を明示した書面を校長に交付しなければならない。
(委員の解任)
- 第17条 教育委員会は、委員が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該委員を解任することができる。
- (1) 本人から辞任の申出があった場合
(2) 第5条の規定に違反した場合
(3) 前2号に掲げるもののほか、解任に相当する事由があると認められる場合
- 2 教育委員会は、委員を解任する場合には、その理由を示さなければならない。
(委任)
- 第18条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、教育長が別に定める。
- 附 則
この規則は、公布の日から施行する。

熊本県私立学校審議会公告第1号

熊本県私立学校審議会の会議を次のとおり開催する。
平成28年8月12日

熊本県私立学校審議会

- 1 開催日時
平成28年8月30日(火)
午後3時30分から午後5時まで(予定)
- 2 開催場所
熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
熊本県庁本館13階展望会議室
- 3 議題
【諮問事項】
(1) 「熊本県知事の所轄に属する学校法人及び私立学校法第64条第4項の法人の行うことのできる収益事業の種類」の改正について(公開)
- 【事前協議事項】
(1) 私立学校の設置及び学校法人の設立認可に係る事業計画について(非公開)
- 4 傍聴者の定員
5人
- 5 傍聴手続
(1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において受付のうえ、事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができる。
(2) 傍聴の手続は、先着順で行い、定員になり次第終了する。
- 6 問合せ先
熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
熊本県私立学校審議会事務局(熊本県総務部総務私学局私学振興課中高等班)
(096-333-2064)